

中国における技術ライセンス契約

天達共和法律事務所

(中国特許法律事務所)

張 青華

(シニアパートナー弁護士)



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併してできた約400人規模の大型総合法律事務所である。シニアパートナー弁護士である張青華氏は数多くの外国企業の法律顧問を務め、商標、特許、実用新案、意匠権侵害訴訟を代理している。

1. はじめに

知的財産権に係わる技術ライセンスを活発化させるために、中国政府は、「技術輸出入管理条例」（以下、条例という）を制定し、2002年1月1日から施行した。さらに、この条例は、2011年1月8日に改正されている。技術ライセンスに関する規制が大幅に緩和されたが、自由に契約条件を取決めることを認める中国の契約法とは、輸入技術の制限、ライセンサーの保証責任、改良技術の帰属とその他の規制問題などの点で、依然として異なる。中国政府は、日本企業に対してより多くの先端技術を中国企業にライセンスするよう呼びかける一方で、当事者による任意の取決めを「条例」によって厳しく制限している。こうした背景において、日本企業が、技術ライセンスを許諾することにより中国におけるビジネスを拡大する際に留意すべき点について説明する。

2. 技術ライセンスの分類

中国における技術ライセンスは、一般に三種類に分類される。

(1) 独占ライセンス

ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、ライセンシーのみに実施権を与え、ライセンサー自身も当該技術を実施できないライセンス。

(2) 排他的ライセンス

ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、ライセンシーのみに実施権を与え、そのライセンシー以外にライセンサー自身も当該技術を実施す

ることができるライセンス。

(3) 通常ライセンス

ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、ライセンシーに実施権を与え、さらに他の者にも実施権を与えることができ、ライセンサー自身も当該技術を実施することができるライセンス。

3. 主な契約条項

技術ライセンス契約書に明示的に定めておくことが好ましい事項は、下記の通りである。

(1) 用語の定義

契約書に使用される重要な用語の定義を明らかにすることにより、理解の相違による紛争を最小限に抑えられる。

(2) ライセンスの技術の内容および範囲

(3) ライセンスの領域、種類、期間

領域はライセンス契約が履行される地域を指す。

種類は、独占ライセンス、排他ライセンス、通常ライセンスなどライセンスの種類を指す。

(4) ロイヤリティおよび支払方法

(5) 改良技術の帰属

中国では、外国の先進技術の所有者がその技術を独占し、技術の進歩を阻害することを避けるために、改良技術について、特別な条項を設けている。ライセンサーは、ライセンシーによる技術に対する改良、および改良技術の使用を禁止または制限してはならない。また、ライセンシーが完成した改良技術は、ライセンサーが無償または不公平な条件で占有してはならない。

(6) 保証および免責

(7) 第三者による権利侵害の責任分担

(8) 守秘義務

(9) 違約およびその救済ルート

(10) 争議の解決および法の適用

一方、「条例」によれば、技術ライセンス契約に以下の制限条項を定めてはならない。

(1) 技術輸入にとって必要ではない付帯条件の受入れをライセンシーに要求すること。

(2) 対象技術が特許である場合、特許権の有効期間が満了した後、または特許権が無効と宣告された後、引き続き、ライセンシーに、技術使用料の支払を要求すること。

(3) ライセンシーに技術を提供した後、ライセンシーによる技術改良を禁止または制限すること。また、ライセンシーが技術改良を完了した後、ライセンシーによる改良技術の使用を制限すること。

4. ライセンス契約の許可または登記

輸入が制限された技術を輸入するためには、事前に国務院對外經濟貿易主管部門に技術輸入申請を提出し、技術輸入許可意向書を取得しなければならない。技術輸入許可意向書を取得した後、国務院對外經濟貿易主管部門に技術輸入契約書副本および関連する文書を提出し、技術輸入許可証を取得する必要がある。輸入が制限された技術に関する技術ライセンス契約は、技術輸入許可証の発行日から発効する（「条例」第10条から16条）。

輸入に制限がない技術に関する技術ライセンス契約は、技術ライセンス契約が法律により成立した時点で発効する。しかしながら、事後に国務院對外經濟貿易主管部門に登記手続を行い、技術輸入契約登記証を受領しなければならない（「条例」第17条から19条）。

技術輸入許可証または技術輸入契約登記証は、実務において、ライセンシーが、外貨、銀行、税務および税関など技術輸入に関連する手続を行う際に必要となる。

また、「外商投資を更に奨励することに関する税関総署の輸入税収政策の通知」（署税[1999]791号）によれば、外資企業が元々認可された生産経営範囲に

において中国国内で生産不能または需要を満たすことができない自家用設備およびその周辺技術、部品などを輸入する場合、輸入関税および輸入手続税の免除を申請することができる。これら税の免除の申請に際して、技術輸入契約登記証などが必要になる。

5. 技術ライセンスに関する紛争解決

中国の契約法第128条には、技術ライセンスをめぐる紛争の当事者は、和解、調停、仲裁または訴訟により解決を図ることができる、と定めている。しかし、当事者間の和解および調停には強制執行力が働かないため、最終的には仲裁または訴訟のいずれかで解決される。

日本と中国との間には民商事法の互助条約がないため、技術ライセンス契約をめぐる紛争で一方の国の裁判所が下した判決が、他方の国では認められず、強制執行されない。したがって、実務において、当事者が技術ライセンス契約において訴訟による紛争解決を約定するケースはあまり多く見られない。

これに対し、日中両国はいずれも「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（「ニューヨーク条約」）の加盟国であることから、当該条約に基づき他国の仲裁判断を承認することができる。したがって、仲裁判断を他国で執行する可能性および秘密を保持できるという仲裁の特性を考慮し、技術ライセンス契約をめぐる紛争の解決方法として仲裁を選択するケースが多い。仲裁方式を選択した場合には、以下の2点に注意する必要がある。

(1) 仲裁機関の選択について

技術ライセンス契約の当事者双方は、自らがよく知っている仲裁機関または本国の仲裁機関を選択するのが一般的であるが、複数の国が係わる場合、第三国の仲裁機関を選択するケースも比較的によく見られる。そして、仲裁地の所在国の法律規定による、仲裁時における手続を適用する。

(2) 仲裁適用法律の選択について

各国の契約法では一般に国外の当事者が関わる契約書の当事者が当該契約に適用する法律を選択することを認めている。中国でも、国外の当事者が関わる契約書においては、契約当事者による約定を主と位置づけている。しかしながら、契

約当事者が中国法の契約効力、技術成果の権利帰属および輸出入などに関する強制性規定または禁止性規定を故意に回避する場合、外国の法律を適用して中国の法律に相反する認定を下してはならないと定めている。

6. まとめ

中国経済の発展に伴い、技術ライセンス取引は今後ますます増えると考えられるが、中国の現行の法制度の下で、法規制を順守しながら自社の権益を守るためにどのように工夫するかは大きな課題である。経済環境および法的環境の下、中国の現行の技術輸出入に関する法律規定を十分理解したうえで、ライセンスによる投資や使用許諾などを行う際に、いかに技術導入を必要とする適格な中国企業を発掘し、法的リスクを検証し、かつ、それを最大限に回避することを検討しながら、技術ライセンス契約を締結するかは、日本企業が技術を利用して中国市場に進出する際に非常に重要な作業である。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)